

小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて

「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 27 日国住指第 4544 号）における「小規模な倉庫」の「小規模」とは、「奥行が 1 m 以下かつ最高の高さが 2.3m 以下で、床面積が 2 ㎡以内」と取扱う。

（解説）

上記は、技術的助言の趣旨を踏まえ、内部に人が立ち入らずに外部から荷物の出し入れを行うことができる規模に鑑み、「小規模」の数値を示したものである。ただし、土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができない、または内部に人が立ち入るものについては、法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当する。

（指導事項）

土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）の設置にあたっては、法第 42 条に規定する道路上にはその機能を確保するために設置しないなど、周囲の市街地環境への影響に留意すること

（その他）

安全上、地震や台風等を想定した転倒防止のための固定など留意すること。

施行日

この取扱いは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。